議 日程第3「議案第42号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例及び松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第42号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例及び松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成27年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改 正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。よろしくお願い いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長

松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、こちらは、2つの異なる条例につきまして同一の理由により改正をいたしますので、一括の改正条例として提案させてもらうものでございます。

神奈川県では、保育士確保の取り組みの一つとして、国家戦略特別区域限定保育士事業を活用した保育士試験を、全国で行われる試験に加え2回目の試験として本年10月に実施しました。試験の合格者は、児童福祉法に基づく通常の保育士とは区別され、国家戦略特別区域法に基づく地域限定保育士と法令上位置づけられています。この取り組みを行うに当たり、神奈川県では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、保育士の定義に国家戦略特別区域限定保育士を追加する改正を行いました。これを受け、松田町においても関係する2つの条例につきまして保育士の定義に地域限定保育士を追加するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料の新旧対照表をごらんください。現 行では単純に保育士と記載されていたものを、改正案のほうをごらんください、 第24条第2項、3行目の後段ですけども、修了した保育士以下の下線部です。 (国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する 国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)を追加するものでございま す。

続きまして、下段の松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例ですけれども、第11条で、1ページお めくりいただきまして、第3項、こちらも第1号のところに保育士と単純に書 いてあるところにですね、下線部(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107 号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)を追 加するものでございます。

改正条文の本文のほうにお戻りいただきまして、一番下のですね、附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上になります。よろしく御審議のほど、お願いします。

長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございません。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

議

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですか、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第42号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。